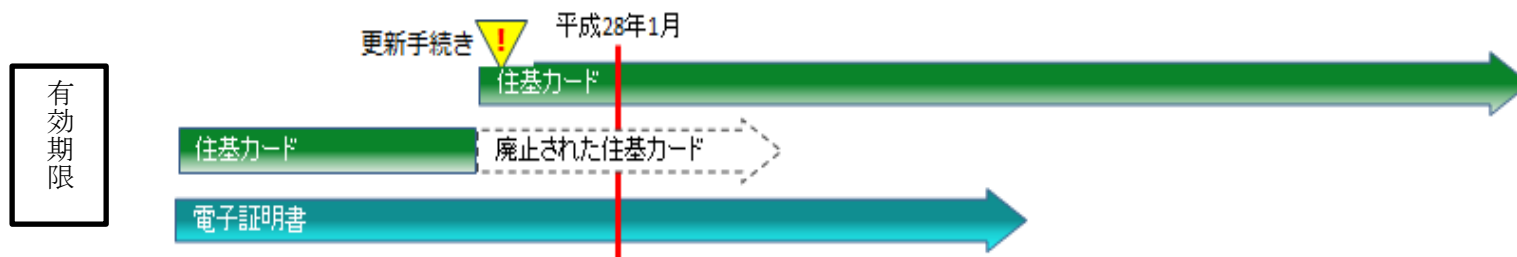


③カードの更新手続きを平成27年12月末までに行った場合（廃止⇒新規発行も同様）



更新した住基カードは、更新手続きの日から10年間有効となります。

廃止後の住基カードに格納された電子証明書は、有効期限満了日までご利用いただけます。

(例) 住基カードの有効期限	平成27年12月1日	■	
住基カード 更新日	平成27年12月2日		
更新後住基カード有効期限	平成37年12月1日	→	平成37年12月2日失効
電子証明書	平成28年12月5日	→	平成28年12月6日失効

更新後の廃止された住基カード（写真付きに限る）は本人確認書類としては使用できませんが、

ICチップに格納されている電子証明書は平成28年12月5日までご利用いただけます。

更新した住基カードは有効期限までご利用になれますが、更新前の住基カードに格納されている電子証明書を更新後の住基カードに移すことは出来ません。

電子証明書を更新後の住基カードに格納したい場合は、現在の電子証明書を廃止・新規発行手続きを行ってください。

住基カード及び住基カード用電子証明書は平成27年12月で発行終了となりますので、以降の新規発行・更新手続きはできません。

各手続き等で必要となる方は、個人番号カード発行の申請をしていただく必要があります。